

入札説明書

奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れ

令和元年10月

奈良県地域振興部南部東部振興課

入 札 説 明 書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和元年10月23日

2. 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れ

(2) 入札物件の数量及び特質

ノート型パソコン等 4式

(3) 借入期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで

(4) 納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県地域振興部南部東部振興課

(5) その他

詳細については、別紙「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れ仕様書」（以下「仕様書」）のとおりとします。

契約条件については、別紙「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の賃貸借契約書（案）」を参考にしてください。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「01」の「賃貸業務」に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせして下さい。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 過去2年間に県が仕様書と同等と認められる契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

- (5) 本調達で示した入札物件を確実に納入し得る者であって、かつ、当該借入物件に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類（以下「入札参加資格申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 適合規格承認申請書（様式1）及び見積書

仕様書に基づく調達物件としての適否の承認を適合規格承認申請書により受けなければなりません。

イ 保守体制整備証明書（様式2）

保守期間中に仕様書で示すと通りの保守体制が整備されていることを証明する書類として、保守体制整備証明書を提出してください。

ウ 契約履行実績証明書（様式3）

過去2年間に県が仕様書と同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。（証明いただいた実績が後述8（3）イに該当する場合は、契約保証金を免除します。）

〈提出期限及び場所等〉

- ・提出期限：令和元年11月1日（金）午後4時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
- ・場 所：〒634-0003 橿原市常盤町605-5
奈良県橿原総合庁舎3階 南部東部振興課 総務係
電話 0744-48-3015（ダイヤルイン）

〈提出方法及び部数〉

- ・方 法：持参又は郵送
郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。
また、封筒に「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れに係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・部 数：各1部

〈その他〉

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書類は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書類は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札の参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記4の提出場所に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は1か月あたりの借入金額（借入物件の搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、作業等の説明に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式A）を作成し、封をした上で、所定の場所及び日時に入札してください。記載については、「入札書記載例」及び「入札書封かん例」のとおりです。入札書は、再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2枚用意してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式B）を入札と同時に提出してください。なお、この場合の入札書には、入札者の住所（所在地）、商号又は名称及び代表者名欄に入札者本人の住所氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載の上、委任状で申請した代理人員を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書が必要となりますので、作成の上、1部用意してください。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。
- (8) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札書の提出場所等

- (1) 郵便時の入札書の提出場所、契約条項の示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先
〒634-0003 橿原市常盤町605-5
奈良県橿原総合庁舎3階 南部東部振興課 総務係
電話0744-48-3015（直通）
- (2) 入札説明会の場所等
実施しません。
- (3) 入開札の日時及び場所
令和元年11月18日（月）午後2時
会議室301（橿原市常盤町605-5 奈良県橿原総合庁舎3階）
- (4) 郵便による入札
ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の

表面に「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れに係る入札書」と朱書きして、令和元年11月15日（金）午後5時までに到着（必着）するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行うことがありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書又は一般競争入札辞退届（様式C）を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む）を別々に封かんし、封書の表面に「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れに係る入札書（初度入札）」及び「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れに係る入札書（再度入札）」又は「奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の借入れに係る入札書（再度入札辞退届）」と各々朱書きして、上記アと同様に到着（必着）するようにしてください。

ウ 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封かんされた入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封かんされて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

8. 補足

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条1項ただし書き各号に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書（様式3）及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

- イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
 - (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、7の(4)に該当する場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。なお、再度(2回目)の入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届(様式C)を提出してください。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度(2回目)の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。
- (4) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

12. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつては、その者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に該当する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

- 又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (5) (3) 及び(4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1) から(7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、12の(1)、(3)、(4) 及び(5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

14. その他

- (1) 仕様に関わる質問等については、別紙入札質問票（様式D）に必要事項を記入し、下記に示す連絡先にE-mailまたは、FAXで送信してください。（メールアドレスは、直接お問い合わせください。）質問受付期間は、令和元年10月28日（月）午後4時までとします。回答については、令和元年10月31日（木）午後4時までに奈良県地域振興部南部東部振興課のホームページに掲載します。
担当：奈良県地域振興部南部東部振興課 総務係
FAX：0744-48-3135
URL：<http://www.pref.nara.jp/1638.htm>
- (2) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。